

# 境界検測予備調査作業仕様書

## 1 趣旨

この作業は、境界検測の実施を検討するに際して必要な基礎資料を収集し、境界検測の効率的な実施を図るため、現地踏査し、境界標の状況、不明標の発生状況等の把握のため実施するものとする。

## 2 調査方法等

境界検測予備調査（以下「予備調査」という。）は、次により対象とするすべての境界標の異状の有無を調査する。

### (1) 使用する調査機器等

ポケットコンパス、ポール、メートル縄（簡易型レーザー測距儀などの使用も可）、カメラ、既往の測量記録（検測野帳、測量手簿等）、基本図、鉋、鎌等を使用する。

### (2) 調査及び作業内容

- ① 目視による境界標の状況確認と合わせ、ポケットコンパス等を用いて各境界標の位置を測定し、境界標の異状の有無を調査する。
- ② 不明標以外の境界標の頭部に赤ペンキを塗布するとともに、境界見出標等の整備を行う。
- ③ 境界標の異状が認められた場合は、その形態について調査を行う。また、不明標以外の境界標はすべて写真撮影をする。
- ④ 各境界標の調査の際には、境界線の周辺における土地利用及び伐採等の状況並びに境界侵害の疑いの有無について目視で確認調査し、境界侵害の疑いがある場合は写真撮影をする。
- ⑤ 境界標の直近の立木（国有林内のもの）の地上 1.2m 付近に、境界の目印として赤ペンキを塗布する。直近に立木がない場合は、見出杭（長さ 1 m 程度、直径 3 cm 上）を作成し、境界標の近くの国有林側に十分打ち込んだ後、頭部に赤ペンキを塗布する。
- ⑥ 境界線の刈払いは、別途指示があるほかは、境界線を中心にして概ね 1メートル程度を刈払うものとする。

なお、刈払った枝条等は細かく裁断し、国有林側に整理して境界線を空けるとともに景観等にも配慮すること。

## 3 記録の方法

予備調査の内容は、別紙様式に記入するものとし、境界標の状況等は次により区

分する。括弧書きは必要とする作業であり、「要改設」「要補修」と記入する。

#### (1) 境界標の状況区分

境界標は次により区分する。

- ① 異状なし又は完全……外観及び周囲の状況から異状が見られないもの。
- ② 亡失……破損又は不明となっているもので原因が明らかなもの（改設）。
- ③ 転倒……標識が転倒しているが、標識を再利用できるもの（補修）。
- ④ 移動……山印等の向きが逆など、明らかに移動していると確認できるもの（補修）。
- ⑤ 傾斜……外観上傾斜が認められるもの（補修）。
- ⑥ 折損……標識が折れているなど改設が必要なもの（改設）。
- ⑦ 毀損……標識頂部の欠損など、補修が可能なもの（補修）。
- ⑧ 腐朽……木標が現存するがコンクリート標などへの改設が必要なもの（改設）。
- ⑨ 不明……標識が確認できないもの（改設）。

(2) 境界線の近辺における土地利用及び伐採等の状況並びに境界侵害の疑いのある場合は、侵害の疑いの態様によって次のとおり区分する。なお、侵害の疑いのある場合は、隣接地の土地利用及び伐採等の状況等について、備考欄に具体的に記入する。

- ① 建物敷
- ② 敷地（整地されている場合）
- ③ 工作物敷
- ④ 庭園敷
- ⑤ 農用地
- ⑥ 林業用地
- ⑦ 道路敷
- ⑧ その他（具体的な使用状況）

#### 4 障害物の除去等

(1) 測量支障木等障害物の除去については、必要最小限度にとどめることとし、事後に監督職員へ報告する。

(2) 測量支障木を伐採する場合には、努めて根際から切り、枝払いを行うなど、周辺の植栽木の生育の妨げとならないよう留意する。

なお、隣接地が道路、水路、農耕地等の場合は、伐採木が交通や農作物への支障とならないよう直ちに除去する。

#### 5 支給材料及び貸与品

(1) この作業に係わる支給材料及び貸与品は、次の支給材料及び貸与品目録に記入の

とおりとする。

(2) 貸与品は複製してはならない。

(3) 貸与品を部外者に閲覧、謄写させてはならない。

#### 支給材料及び貸与品目録

区 分	品 名	数 量	支給・貸与		備 考
			月 日	場 所	
支給材料	境界見出標	枚			
貸 与 品	境界測量簿（写） 検測野帳（写） 標識原簿（写）	} 1 式			

#### 6 監督職員の指示により処理すべき事項

次に掲げる事態が生じた場合は、監督職員に報告し、指示に基づき処理することとし、経過を報告書に記入する。

- (1) 資料成果に不備を発見したとき。
- (2) 既設境界標の位置に、誤りがあることを確認したとき。
- (3) 隣接地所有者から異議、不服等の申し出があったとき。
- (4) その他、疑義が生じたとき。

#### 7 写真管理について

写真は作業種別ごとに下記の要領で撮影するほか、第3者又は監督職員・検査職員の現地立会等も含むものとする。

##### (1) 作業種別

- ① 伐開作業 : 着手前及び完成写真（各5箇所以上）
- ② 境界検測予備調査作業中 : 作業中（5箇所以上）
- ③ 上記2(2)③・④ : 対象となる境界標全点。また、④によるものについては、境界標周辺の状況についても撮影する。

(2) 写真には作業種毎に事業名・日付・場所・作業種・境界番号を明確に写し込むものとする。

(3) その他、監督職員の指示によるものとする。

## 8 納入成果品

### (1) 報告書

報告書は、この調査による内容に基づき適宜作成するものとし、「境界検測予備調査実施報告書」（別紙様式）を作成する。

### (2) 添付書類

- ① 写真 ……………上記 7 によるもの。
- ② 測量記録… 境界検測野帳（測定規程様式第 65 号）又は境界検測手簿（測定規程様式第 45 号）。
- ③ その他

